大和公園テニスコート及び駐車場、テニススクール運営管理業務、 に係る委託契約書(案)

公益財団法人 神戸市公園緑化協会(以下「甲」という。)と●●●(以下「乙」という。)との間で、次の表の条項及び別紙委託契約約款の条項(次の表の第5項に定める条項を除く。)により委託契約を締結する。

部を 一般である。	
1 委託業務に係る委 託料(前金払又は概 算払により支払うも のは,その旨及び支 払う時期)	 (1) 金額: 円 (内消費税額 円 消費税率10%対象) (2) 月額: 円 (内消費税額 円 消費税率10%対象) 支払時期:各月毎に業務の履行確認後、乙の請求を受けてから毎月20日までに支払うものとする。
	母月20日までに文仏プものとする。
2 契約保証金 (第3条関係)	免除
3 委託業務の履行に 係る期間又は期日 (以下「委託期間 等」という。)	令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日
4 甲が乙に対し委託 業務の履行のために 必要な設備等を有償 で提供する場合,そ の金額(第18条第3項 関係)	なし
5 別紙委託契約約款 のうち適用を除外す る条項	なし
6 別紙委託契約約款 に付加する条項の内 容	(1) スクール運営管理による年間の受講料収入が次に掲げる収入額になる場合、それぞれの金額に応じた割合の歩合を甲の請求に基づき、甲の指定する期日までに甲に消費税・振込手数料も含めて支払うものとする。 ①年間の受講料が10,000千円未満の場合、5% ②年間の受講料が10,000千円以上、20,000千円未満の場合、10% ③年間の受講料が20,000千円以上の場合、20% (2) 年間の物品の販売、貸出しの売上金額の5%を歩合金として甲の請求に基づき、各年度毎に甲の指定する期日までに甲に消費税・振込手数料も含めて支払うものとする。 (3) その他光熱費等の経費の負担については仕様書に定めるとおりとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その 1通を保有する。

令和 年 月 日

神戸市須磨区緑台

甲 公益財団法人神戸市公園緑化協会

理事長 鍵本 敦

登録番号: T1140005005376